

大和市告示第165号

大和市不法投棄防止監視カメラの貸与に関する要綱を次のように定める。

令和6年10月15日

大和市長 古谷田 力

大和市不法投棄防止監視カメラの貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内での不法投棄を防止し、清潔できれいな街並みを維持することを目的として、常習的な不法投棄に悩み、その対策に努める市民等に対して、市が所有する不法投棄防止監視カメラを貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 不法投棄防止監視カメラ 不法投棄を防止する目的で、不法投棄された箇所及びその周辺を撮影し、並びに記録するカメラ並びにその設置のための機材をいう。
- (3) 建物等 市内の土地並びに土地の上に存在する立木及び建物その他の工作物をいう。
- (4) 貸与 不法投棄防止監視カメラを貸し出すことをいう。
- (5) 借受者 市から不法投棄防止監視カメラの貸与を受けた者をいう。
- (6) 記録データ 市から貸与された不法投棄防止監視カメラで撮影された動画又は写真を電磁的記録（電子的方式、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録された情報をいう。

(貸与対象者)

第3条 貸与の対象者は、不法投棄のあった建物等の所有者等（個人の所有者又は管理者をいう。以下同じ。）とする。

2 市長は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を行わないものとする。

- (1) 不法投棄防止監視カメラの設置、管理又は運用において、安全管理上の問題が生じるおそれがあると市長が認めるとき。
- (2) 前項に規定する建物等の所有者等が、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当するとき。

(3) 市が所有する不法投棄防止監視カメラの全てが貸与中であるとき。

(4) その他貸与をすることが適当でないと市長が認めるとき。

(貸与期間)

第4条 貸与をする期間は、原則として1回当たり3月以内とする。ただし、再度の貸与を妨げない。

(貸与数量)

第5条 貸与をする数量は、貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）1人につき1台とする。

(費用)

第6条 貸与に係る申請者の費用は、無償とする。

(申請)

第7条 申請者は、市長に大和市不法投棄防止監視カメラ貸与申請書及び大和市不法投棄防止監視カメラ設置誓約書を提出するとともに、次に掲げるものを届け出なければならない。

(1) 不法投棄防止監視カメラの設置場所及び撮影する範囲が分かるもの

(2) 不法投棄のあった建物等の所有者等であることが分かるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(貸与決定通知)

第8条 市長は、大和市不法投棄防止監視カメラ貸与申請書の提出があったときは、その内容を審査して適否を決定し、大和市不法投棄防止監視カメラ貸与決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(貸与)

第9条 市長は、前条の規定により貸与を決定したときは、当該申請者に対して、貸与をするものとする。この場合において、不法投棄防止監視カメラの設置、撮影、記録等は借受人が自ら行うものとする。

(借受者の遵守事項)

第10条 借受者は、貸与を受けた不法投棄防止監視カメラに関する苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 借受者は、第7条第1号に規定する設置場所以外の場所に不法投棄防止監視カメラを設置してはならない。

3 借受者は、専ら他人が所有し、又は管理する建物等を許可なく撮影してはならない。

4 借受者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守

し、個人情報及びプライバシーの保護並びにそれらの情報の漏洩に十分に留意して、不法投棄防止監視カメラを適正に設置し、管理し、及び運用しなければならない。

(不法投棄防止監視カメラの記録媒体)

第11条 借受者は、原則として、自己が所有する記録媒体を使用して記録を行うものとする。

2 市長は、借受者自身が記録媒体を用意できない場合、市が所有する記録媒体を貸し出すものとする。この場合において、借受者は、返却時に必ず当該記録媒体から記録データを消去したうえで市長に返却しなければならない。

(不法投棄防止監視カメラの記録)

第12条 借受者は、記録データを加工してはならない。

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、記録データを他人に提供し、若しくは動画等を閲覧させ、若しくは公衆に送信し、又は動画等で知り得た情報を他人に提供してはならない。市長に不法投棄防止監視カメラを返却した後も同様とする。

(1) 不法投棄行為を市、警察又は弁護士に相談し、告訴し、又は告発するために提供するとき。

(2) 法令の規定に基づき、捜査機関等から記録データの提供や動画の閲覧を求められたとき。

(借受者の守秘義務等)

(不法投棄防止監視カメラの返却)

第13条 借受者は、貸与期間が満了する日までに不法投棄防止監視カメラを市長に返却しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、借受者は、貸与の必要がなくなったときは、速やかに不法投棄防止監視カメラを市長に返却しなければならない。

3 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、借受者に不法投棄防止監視カメラを返却させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、貸与を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 第3条に規定する貸与対象者に該当しなくなったとき。

(4) 第4条に規定する貸与期間を超えて、不法投棄防止監視カメラを返却しないとき。

(経費の負担)

第14条 次に掲げる経費は、借受者が負担するものとする。

(1) 不法投棄防止監視カメラの設置に係る経費

(2) 不法投棄防止監視カメラの管理及び運用に係る経費

(3) 不法投棄防止監視カメラの返却の際の原状回復に要する経費

(損害賠償)

第15条 市長は、借受者が故意又は過失により不法投棄防止監視カメラを毀損し、紛失し、消失し、又は譲渡したこと等により市に損害を与えた場合、借受者に貸与した不法投棄防止監視カメラと同等品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

(様式)

第16条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第 16 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市不法投棄防止監視カメラ貸与申請書	第 7 条及び第 8 条
第 2 号様式	大和市不法投棄防止監視カメラ設置誓約書	第 7 条
第 3 号様式	大和市不法投棄防止監視カメラ貸与決定通知書	第 8 条